

社会主義会計の成立

一ノ瀬秀文 著



ミネルヴァ書房

〔著者略歴〕

いち の せ ひで ふみ
一ノ瀬 秀文

1922年4月 福岡県中間市に生まれる

1945年9月 旧制大阪商科大学卒業

現在 大阪市立大学商学部助教授

著書 『国家独占資本主義研究』新日本出版社, 1972年

『現代帝国主義の危機と構造』大月書店, 1975年

現住所 大阪府交野市天野が原町2丁目18-17

社会主義会計の成立

1977年10月15日 第1版第1刷印刷
1977年10月31日 第1版第1刷発行

<検印廃止>

定価はケースに
表示しています

著者 一ノ瀬 秀文

発行者 杉田 信夫

印刷者 江戸 卯一郎

発行所 株式会社 ミネルヴァ書房

607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1
電話 (075) 581-5191 番(代表)
振替口座・京都 8078 番

©一ノ瀬秀文, 1977

共同印刷工業・新生製本

3034-43320-8028

Printed in Japan

序 言

広い意味での会計発達史という視点からみても、また、狭く資本主義会計の歴史というふうに限ってみても、会計の制度や思考は多くの変貌をとげてきたといえる。そして、今日のアメリカ、日本、西ヨーロッパなどの高度に発達した資本主義諸国では、独占資本主義的企業会計制度はまさに爛熟の極点に達し、腐朽化の様相を深めてさえいるといってよい。会計諸法規、会計の諸原則や基準の確立、会計監査制度の整備、会計の技術的諸手段（コンピューター化）、会計教育の普及などは極めて高度の水準に達し、また会計的情報の開示は形態的にはますます精緻を極めながらも、内容的には実際のところ形骸化され、合法的な会計的操作の可能性を一そう強めるものとなりつつある。最近わが国で論議を賑わしている連結財務諸表の制度化の問題やインフレ会計導入の問題などは、そういったことの一例と見ることができよう。このような状況のもとで、高度に発達した資本主義国日本の会計学研究者たるわれわれは、反独占経済民主主義の立場から、情報開示制度としての企業会計にどのような積極的役割と機能を賦与しなければならないかという問題を大きな研究課題としてもっている。

ところで、会計の歴史は、世界の他の部分で、社会主義諸国でまったく新しい歩みを進みはじめた。それらのほとんどは、今日の資本主義諸国のような爛熟した地点から出発したわけではないが、それらのいくつかは資本主義会計の遺産から出発しながら、それを根本的に改造して、新しい社会体制の要求に適合した新しい会計システムを創造するにいたった。それは多くの試行錯誤を経由しなければならなかったが、それらは人類の貴重な経験の一つであり、遺産である。

資本主義会計が社会主義のもとではどのような変容を蒙るかということは、私が会計学の研究に従事しはじめたときの大きな関心事であった。たまたまそ

の頃ドイツ民主共和国の会計文献が手に入りはじめ、それが刺激となって社会主義工業会計の研究に引きこまれていった。私の社会主義工業会計研究における問題意識の一つは、社会主義会計といってもそれぞれの社会主義国の歴史的條件（それぞれの国の革命前における資本主義会計の伝統がどのようなものであったか）によって異なったパターンがありうるのではないかと、ということの解明にあった。そこで、すでに20年代～30年代に社会主義会計を独自に生み出したソ連、独占資本主義の伝統的会計が発達したかたちで存在した東ドイツ、また資本主義経済が発達し、国際資本結合などをつうじて欧米の工業企業会計の影響をもっていたチェコスロヴァキアをさし当り選択し、これら諸国における資本主義工業会計から社会主義工業会計への移行過程をふくめて各国独自の型を見出そうと試みたのである。残念ながら、この研究は、60年代のはじめに中断し、そのまま今日にいたってしまったが、私のこの研究の関心と問題意識は消えているわけではない。とくにチェコスロヴァキアの社会主義工業会計の研究は、この国の国柄とも関連して、私は強い愛着のような関心をいまでも強くもっている。いずれ、改めてこの課題を果たしたいと考えている次第である。

本書は、50年代から60年代はじめにかけて発表した論文を基礎とし、不十分ながらそのいくつかに若干手を加えて構成した。なお、本書の各章の基礎となったものの論文を以下に示しておく。

- 第1章……「東ドイツにおける国有工業企業会計について」(1)(2)『経営研究』第26号、第27号（1957年2月、3月）
- 第2章……「東ドイツ国有工業企業会計における計画＝実際比較計算——企業内経済計算制と原価計算——」『経営研究』第38号（1958年10月）
- 第3章……「東ドイツ国有工業企業会計における棚卸資産評価の諸問題——社会主義的原価管理と損益計算——」『経営研究』第36号（1958年6月）
- 第4章……「ソヴェト標準原価計算制度の生成過程」『経営研究』第34号（1958年3月）
- 第5章……「東ドイツにおけるソヴェト型標準原価計算制度への移行」『経営研究』第49号（1960年7月）
- 第6章……「東ドイツ工業会計の最近の問題点——原価場所計算について——」『経済学雑誌』第58巻第1・2号（1968年2月）
- 第7章……「チェコスロヴァキアにおける社会主義会計制度の生成過程（成立前史）——1945年から1951年まで——」『経営研究』第47号（1960年3月）

本書のタイトルは便宜上『社会主義会計の成立』としたが、正確には『社会主義工業会計の成立』とすべきであったかもしれない。読者諸氏にはその点について御諒解くださるようお願いする。なお、旧稿を本書にまとめるに当り、整理の拙さから、第2章第1節は第1章の内容と重複するところが多くなってしまった。その点も予めお断りしておきたい。

これらの論文を書物にまとめることについては、会計学の研究で温い指導を蒙った宮上一男先生の夙くからのお勧めもありながら、未熟さを惧れて長らくそれを延ばしてきた。このたび、諸先輩、同僚諸兄その他の強い慫慂もあり、怠慢を打破して書物にまとめる決意となった。本書は、こうした諸先輩、同僚諸氏の厚情がなければ、おそらく陽の目を見ることはなかったであろう。とりわけ、笹川儀三郎氏には出版についてひとかたならぬ御尽力を賜ったことに心から感謝を申し上げたい。また、困難な出版事情のなかで本書の出版を快く引きうけていただいたミネルヴァ書房、さらに、多忙なスケジュールを割いて終始お世話下さった同書房企画部長高橋邦太郎氏に深く感謝の意を表する次第である。

1977年10月

一ノ瀬 秀文

目 次

序 言

第1章 東ドイツにおける社会主義工業会計の成立

—1952年「国有工業企業会計原則」について—

第1節	社会主義工業会計の成立と前提条件	1
第2節	「国有工業企業会計原則」とその構成	16
小 括		51

第2章 企業内経済計算制と原価計算

—東ドイツ国有工業企業会計における計画＝実際比較計算—

第1節	東ドイツにおける企業内経済計算制と計画＝実際比較計算	53
第2節	1952年の「会計原則」における計画＝実際比較計算	59
第3節	1955年の簿記に関する命令＝第2次会計原則と問題点	64
小括および問題点		72

第3章 社会主義的原価管理と損益計算

—東ドイツ国有工業企業会計における

棚卸資産評価の諸問題—

はじめに	75
第1節 期末棚卸資産評価論争の問題点	78
第2節 論争そのものの評価	103

第4章 ソ連標準原価計算制度とその生成過程

はじめに	117
第1節 ソ連計画原価計算	118
第2節 標準原価計算生成前史	131
第3節 標準原価計算の成立	143
第4節 ソ連標準原価計算の特徴	154
小 括	157

第5章 東ドイツにおけるソ連型標準原価計算制度への移行

第1節	50年代国有工業企業会計が内包した欠陥 ——ソ連型標準原価計算への移行の消極的要因——	161
第2節	工業の社会主義的改造と原価計算 ——ソ連型標準原価計算への移行の積極的要因——	168
第3節	東ドイツにおける標準原価計算制度化の方向	181
小 括		187

第6章 東ドイツ国有工業企業会計と

原価場所計算の新しい問題点

はじめに	189
第1節 現行工業会計における原価場所計算の問題点	191
第2節 原価場所計算の改善についての論議とその方向	200
小 括	203

第7章 チェコスロヴァキアにおける

社会主義会計制度の生成過程(成立前史)

——1945年から1951年まで——

はじめに	205
第1節 チェコスロヴァキア会計制度発達の時期区分	207
第2節 1945年5月から1948年末にいたるまでの会計制度の発展	208
第3節 1949年初から1951年までの会計の発展	226
小 括	233

結 言	235
-----	-----

第1章 東ドイツにおける社会主義工業会計の成立

——1952年「国有工業企業会計原則」について——

第1節 社会主義工業会計の成立と前提条件

I 総 論

社会経済体制が資本主義から社会主義に移った場合、企業会計制度はいったいどのようになるかということは、かねてからわれわれの関心の対象となってきた問題の一つである。

会計は企業の経済活動を記録・計算・整理する技術的な仕組みであり（たとえば複式簿記）、したがって、それは社会体制に対しては中立的であって、資本主義が社会主義にとって代わられても会計計算の技術的な仕組みは基本的にはそのまま継承される、というのがこれまで支配的な考えであったといえる。これに対して計算機構・原理をふくめて、体制が変われば、すべて改編されざるをえないという考え方も存在しないわけではないし、これも一つの有力な見解をなしている。このような見解の対立は、つきつめていくと、会計の本質とは何か、という問題につながっていく。上のあとの方の見地によると、資本主義会計（あるいは会計制度）の本質は期間損益の公表（開示）ということを中心にして編成された計算の制度的仕組み、すなわち公表会計制度ということにある、と考えられている。^(註)

それは、たんに、同一企業の会計が、投資家＝株主向け、債権者＝銀行家向け、国家＝税務当局向けというふうにいろいろの種類に細工されるという表面的現象に見られるだけでなく、企業会計の基本的原理、原則といったものは公表会計の原理・原則であり、それを中心に組み立てられたのが会計の諸制度であるといったところにこそ問題の本質がある、という考え方である。たとえば、静態論的な会計思考と会計概念、動態論的な会計思考と会計概念の相違をとり

あげても、それが公表会計にかかわる基本的問題であって、会計概念がどのように規定されるかが先きであり、計算的处理はそれによってきまってくる、というのである。そして、この公表会計の原理・概念・制度の改編は資本主義企業（独占資本）のその時どきの要求を基礎として行なわれ、つねにその利害と結びついている、と説明される。したがって、このような見地によれば、資本主義会計から社会主義会計への移り替わりにおいて重要な点は、複式簿記に代表されるような計算技術的な仕組みが継承されるかどうかといったことにあるのではなく、公表会計の全体系に関する基本的思考とそれを基礎とする会計諸概念（資産、負債、資本、利益等の）がどのような転換をうけとるかということにある、とされるのである。

（註）資本主義会計における「外部報告会計」と「内部会計」との二元的存在といった問題がある。今日の独占資本主義的「管理会計」についてみると、予算統制、原価管理（標準原価、ダイレクト・コストイング）、計画計算（損益分岐点計算、特殊原価調査）などの「精緻な」計算技術的システムが高度に開発されている状況が存在する。これらの「管理会計」が独占資本主義の「搾取者」的な本質や機能をもっているということを、その計算技術的システムに即応して暴露していくことは、たしかに当面の重要な課題である。しかし、これらのいわゆる「管理管計」として開発された会計的計算方式や計算技術的システムは、社会主義に移行していく過程で、すべて否定し去られるのであろうか。あるいは、計算技術システムの基本はそのまま継承され、利用されるのであろうか。これは重要な理論的・実践的問題である。本書でも簡単に触れるように、20年代のソ連、40年代末のチェコスロヴァキアで、アメリカの標準原価計算を社会主義的目的に利用しようとして失敗した歴史的事例が存在する。そして、また、それにかかわって、社会主義的なソ連型標準原価計算のシステムが開発されていった歴史的事実、また、それが社会主義諸国で導入されている現状について見るであろう。これをどのように考えればよいのだろうか。本書における関心の一つは、まさに、このような点に存在する。

このように、会計の技術的方法、計算の組織などがとる形式、あるいは会計がその機能を通じて追求する目的などが、特定の社会構成体＝生産様式によって規定されているかどうかという問題は、とくに社会主義企業会計と資本主義企業会計との間に質的相違があるか否かの問題に収斂していく。

この点について、上記の批判的会計論と反対の立場をとる西ドイツの経営学

者メレロヴィッツは、次のように主張する。

「資本主義経済制度の企業の会計制度と社会主義のそれとの間には、質的な区別は存在しない。それは社会主義国家も、私的独占資本家とまったく同様に、形式的には給付成果という等しい経済性を追求せねばならないし、また両者ともに等しい収益性追求努力をもっているからであるが、それというのも両者ともにできるかぎり多く蓄積することを欲しているし、蓄積しなければならぬからである」¹⁾と。

また、日本の経営学者の次のような見解も存在する。

「企業会計が管理会計としてみられるときには、それは一定の経営目的にかかわる計算技術としてのみ意義をもちうる。技術であるかぎりにおいて、これは企業における経済の関係から規制され、方向づけられざるを得ない。目的自体を設定し、あるいはそれを疑うということは技術論としての管理会計論のよくするところではない。

技術はたしかに経済に支配される。したがって、一定の社会関係のもとにおいては、技術はそれによって性格づけられる。企業会計もまたその例外ではない。……だが……それは社会関係によって直接に規制されない部面をもっている。……同じことが計算技術あるいはその他の経営技術の上にもみられる。……技術は囚われた面と囚われぬ面とを有しているのである。

技術にこの性格があればこそ、新たな異った社会関係のうちにその多くがそのまま受け入れられることとなるのである。そのおかれた社会関係が変わればその技術の性質も変るということは一応正しいのであるが、同時に変らない部分もあることを忘れてはならない。管理会計論は、そのような観点から企業会計をとりあつかわなければならない。たとえば、利益計画や原価管理をとってみると、そこにいう利益や原価の本質は社会主義経済においては、当然に相違するが、それにもかかわらず、計画や管理の方式は十分に生かされうる。そこには計算技術の普遍的な合理性が残されるからである」²⁾。

ここでは要するに「変らない部分がある」ことに力点がおかれている。

このような見解にたいして、社会主義諸国の会計学者は、これと異った見解を主張している。たとえば、ソ連の会計学者ア・ア・アフナーシェフは「ソ

連の簿記会計 (Buchhaltungsrechnung) は経済計算制に奉仕させられている。すなわち、経済計算制を強化するという課題は、簿記会計の方法と形式の発展を規定するものである³⁾とのべており、また東ドイツの会計学者ギュンター・ゴル教授も、「会計 (Rechnungswesen) はしばしば考えられているように、複式商業簿記から成り立つところの技術ではなんらなくて、われわれの国民経済で作用しているところの経済発展の法則を適用し、利用するための制度 (System) である⁴⁾」と主張し、会計が生産力と生産関係の発展によって左右される (Abhängigkeit des Rechnungswesens von der Produktionsweise) ことを強調している。

このような理論問題は、たんに理論的論議だけによって決着をつけるというわけにはいかない。すでに社会主義の道に踏み出した諸国では、新しい経済体制にふさわしい会計制度を創出・確立するという課題を、現実の実践によって解決していかなければならなかったのである。

そのような実例の一つを、われわれは、ドイツ民主共和国 (東ドイツ) における国有工業企業会計制度の形成・確立に見出すことができる。

東ドイツにおいては、周知のように、革命前まで、ドイツ型の伝統的独占資本主義会計制度が高度に確立されていた。これが、東ドイツの人民民主主義から社会主義への体制的発展の過程でどのような継承と変容を蒙ることになるか、新しい社会主義工業企業会計は、この伝統的会計制度とどのようなかわりをもったか、これが本章の考察課題である。

G. ゴル教授の説明によれば、東ドイツにおいては、「独占資本主義的性格」をもつ古い会計制度は「新しい生産力と生産関係に照応し」それに奉仕するものに改編されなければならなかった。すなわち、「経済計算制 (wirtschaftliche Rechnungsführung) の導入の決定的前提条件」とならねばならなかったのである。ゴル教授は、次のように述べている。

「ドイツ民主共和国の国民経済においては、とくに国有企業 (volkseigene Betriebe) においては、企業会計の任務は計画的な経営方式 (die Methode der planmäßigen Wirtschaftsführung) であるところの経済計算制の方法によって明確に規定されている。……会計は計画遂行の管理のための主要な用具であ

5)(註)
る」。

(註) 本書の以下の章で明らかにされるように、この時期における東ドイツ国有工業企業会計に賦与されたこのような性格規定（および、そのような性格規定にマッチした計算体系）は、原価管理（原価場所計算）にあまりにも力点が置かれたため、原価負担者計算が後景に退くような結果をもたらすこととなった。そのような意味において、これは問題を孕んだ定義でもあった。

ところで、そのような特徴をもつ新しい会計制度は、突然一挙に法令によって創出されたわけではない。社会主義会計制度の創出・確立には、その過渡的前史があり、また、会計制度の社会主義的改編にあたっても必ずしも一挙に完全無欠な制度が創出されたとは限らず、社会主義会計制度への基軸旋回後も一連の試行錯誤的な改編過程はある程度避けることができなかったというのが正しい。これは、ソ連の場合でも、また、東ドイツやチェコスロヴァキアの場合でも、歴史的事実として認められるところである（本書の以下の章でそのことが明らかにされるであろう）。

ソ連の会計学者マカロフとペロウソフは、その共著のなかで、社会主義会計の形成が一挙的過程でないということについて、次のように述べている。

「資本主義社会が社会主義社会にとってかわられる場合、労働者階級は、資本主義のもとでつくりあげられた会計の……社会的形式をうけとり、社会主義建設の最初の段階において、全国的な会計をつくりあげるためにそれを利用する。もちろん、これらの形式は、社会主義のもとでは、新しい社会機構に対応するところの異なった内容で満されるのであって、その後漸次、社会主義経済の特殊性に完全に照応するところの他の形式にとってかえられる⁶⁾」。

彼らによれば、まず、資本主義会計の形式が継承されて、その形式に社会主義的内容が盛りこまれ、次いで、形式そのものが社会主義的なものに改編される、というのである。これは、たしかに注目し得る問題の定式化である。東ドイツの社会主義国有工業企業会計についてみても、まず、伝統的なドイツ工業会計が形式として継承され、利用されるという過程があり、それに新しい社会主義的内容が盛り込まれていった、というようにとらえることができるから

である。

東ドイツの会計制度は、大きく分けて二つの段階に区別される。第1の段階は1952年のいわゆる「新会計制度」の作成（1953年より実施）にいたるまでの時期で、この時期に適用されたものは、ウイリー・ルムプやゲルハルト・オービツも指摘しているように、「基本的には独占資本主義的性質のものであり、ほんの若干改良されただけ⁷⁾」のものであった。第2段階から新しい時期がはじまるのであって、それは1951年からはじまる第1次五カ年計画、1951年6月のドイツ社会主義統一党中央委員会（ZKSED）の経済計算制の導入決議を中心とする一連の事態に対応するものであった。

社会主義国有工業企業会計の重要な機能の一つは、企業の計画課題（それは国民経済計画と有機的に結びついている）の遂行状況を会計的に正しく把握すること、計画と実際の比較（Plan-Ist Vergleich）をつうじて計画遂行過程を有効にコントロールすることにある。したがって、社会主義会計の成立の前提条件は、社会主義的国民経済計画が確立されていること、それと有機的に結びついた国有企業計画（経営計画）という、相互関連の存在である。

そのような意味で、国有工業企業会計の社会主義的改編が問題となるのは、東ドイツでは、1951年からはじまる第1次五カ年計画の実施という状況を背景としていたといえることができる。

そしてまた、それは、①生産手段の私的所有の廃止と、国有工業企業セクターが国民経済のなかで圧倒的な比重を占めること、②国有工業企業における生産の集積の高度化と新しい近代的技術装備の発展（生産の技術的過程の整備、専門化、協業化、単純化の進展）といったことを基礎としていた。

このような基礎の上に、さらに種々の具体的な組織的条件の整備・発展が見られねばならなかった。その主なものとして次のようなことが指摘されるであろう。

- (1) 国有企業管理の機構の整備——1950年12月の「国有工業の再編成にかんする命令」⁸⁾——国民経済計画と国有企業の活動の結合の組織的前提。これによって、国有工業企業は経済計算の基礎的単位となった。そして、この時期に企業の再下部生産単位としての職場班（Brigade）が、生産過程に即応す

るかたちで広範に形成されはじめる。これは企業内経済計算制の組織的前提である。

(2) 1951年の財政改革⁹⁾。

(3) 「ドイツ発券銀行に関する法律」——(Gesetz über die Deutsche Notenbank, 31. Okt. 1951, GBl. Nr. 128)——(2)(3)によって国民経済的規模での財政金融＝財務計画に国有企業の財務計画を包摂し、いわゆる「ドイツ・マルクによる統制」を可能にする。なお、ドイツ投資銀行 (Die Deutsche Investitionsbank)¹⁰⁾ は長期計画を管理することとなった。

(4) 第2回国有企業会議 (ライプツヒ)¹¹⁾——1949年11月——国有企業における企業計画は国民経済計画を基礎とする方向に移行すべきことが、決議された。

(5) 社会主義競争の発展と職場班計算 (Brigadenabrechnung) の開始——1951年ヘルベルト・グラントケ (Herbert Grandke) がソ連の経験にもとづき¹²⁾ 実施。

(6) 「材料需要計画化および材料消費管理の改善ならびに材料節約の組織化にかんする命令」¹³⁾。

(7) 「個人節約勘定」(persönliche Einsparungskonten) もしくは「個人勘定」(persönliche Konten, *лицевой счёт*) (作業個人の材料消費ノルマと実績とを比較して、節約分にたいしてプレミアムを計算する書票) の導入に関する法令 (Bestimmung über die Einführung “persönlicher Konten” in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben, 20. Sep. 1951, GBl. Nr. 116)。 (6)(7)により技術的に基礎づけられた材料消費ノルマ (technisch begründete Materialverbrauchsnormen—TMN) の方向へ移行することが、明確にされた。個人別勘定のないところでは、「職場班勘定」(Brigadekonto), 「集団勘定」(Betriebskollektivkonto) が存在した。さらに技術的に基礎づけられた労働ノルマ (technisch begründete Arbeitsnormen—TAN) および設備利用ノルマ (Kapazitätsausnutzungsnormen—KAN) の導入の問題。TAN については、1951月6月の SED の第6回 ZK 会議において包括的に討論され、具体的な課題が決定¹⁴⁾ された。

(8) 決算の迅速化 (kurzfristige Abrechnung)——いわゆる「ロジンスキーオーピツ方式」(Losinski-Opitz Methode) の実施 (1950年秋)。作業グラフにもとづいて、会計決算作業を行なう。この方式は会計職場班 (Brigade im Rechnungswesen) の形成と相俟って、社会主義競争のかたちで拡大し、国有企業の計算時間が非常に短縮された。これはまだ古い会計制度の改編そのものではなかった。しかし、このことによって、会計資料を計画管理の用具たらしめる前提ができた。また、さきの職場班計算と相俟って、労働者にその成果を迅速に知らせ、生産会議や社会主義競争を昂揚させる用具となる可能性をもってきた。¹⁵⁾

以上のようにして、経済計算制、さらには企業内経済計算の国有企業への導入の機運が成熟し、前述のように ZKSED の経済計算制実施の決議となつてあらわれたが、以上の経過と並行して、経済計算制に適応するような新しい会計制度の創出、古い会計制度の改廃の問題が当然に論議されるにいたつた。この時期に、『ヴィルトシャフト』紙や『ドイツ財務経済』誌に、多くそのような提案意見や論文が掲載されている。¹⁶⁾

これらの議論のなかで、新しい計算制度は次のような制度的特徴と内容をもつものでなければならないとされた。

(1) それは国有工業企業全体に統一的に実施される基準とならねばならなかった。すなわち、企業の部門区分、費用区分、勘定組織 (コンテンラーメン)、記帳手続、財務諸表、管理報告書などが統一的な形式と基準にもとづいて実施されること。これによって国民経済計画の指標と企業計画の指標が同一であるよう、さらに企業比較が同一の指標によって可能となるよう保障される必要があった。

(2) 企業における価値形成過程が、経済学的に正しいかたちで、把握され表示されること。それは費用の区分、それを把握するための勘定組織、原価計算 (なにを原価にふくめるか) などが、経済学的に正しく組織されることを要求する。

(3) 計画遂行の管理を可能にすること。したがって、計画企業計算=計画原価計算の方式、計画と実際との比較を可能にするものでなければならない。

したがって、事前計算（計画——これは企業計画によって与えられる）と事後計算が行なわれねばならない。

(4) 費用＝原価の発生に関して責任を確定し、活動の欠陥を除去することが可能となるためには、企業の各部門、生産単位に関する計算が保障されねばならない。また企業およびその構成部分の独自の活動と外部的影響とを明確に区別することができねばならない。こうして、部門別計算とくに職場班計算を、体系のなかにふくまねばならない。

(5) 以上により、企業の収益性を確定し、原価引下げ計画の遂行を明らかにし、企業成員に物質的関心をもたせ、経済計算制の実行を促進する。

（註） volkseigene Betriebe, volkseigene Wirtschaft は、正確には、人民有企業—人民有経済と訳すべきであるが、意識して「国有……」とした。また、Betriebe は東ドイツではソ連の предприятие をそう訳しているが、日本では、ソ連のそれを「企業」とも「経営」ともいずれにも訳して必ずしも区別していない。社会主義企業経済学の権威、海道進氏なども「企業」として用いておられるのでそれにしよう。

1952年、ドイツ社会主義統一党の中央委員会の決定にしたがって、「新会計制度」が作成された。決定の実行に責任をもったのは、ウイリー・ルンプ（ドイツ人民共和国全国財務経済調整局長）とゲルハルト・オーピツで、この2人を中心にベルリン計画経済大学のワルター・ゲルリヒ、ドイツ管理アカデミーのハイント・レスラー、フムボルト大学のウィルフリート・ミートゥシュ、ライプツィヒ大学のヨハネス・シュミットおよびウエルナー・クレッセ、マルチン・ルーター大学のオットー・ガレンミュラーなどの学者のほか、財務省からは6名の代表、工業部門からは12名の代表が参加した。これがいわゆる草案作成委員会（Entwicklungskollektiv）である。

その成果は、ドイツ財務経済叢書（Schriftenreihe Deutsche Finanzwirtschaft）の第25集として『国有工業企業会計原則』（Grundsätze für das Rechnungswesen der volkseigenen Betriebe—Industrie）の題名で公開された。『原則』の内容は、次のようになっている。

Vorwort（まえがき）

1. Einleitung（序論）